

○ 土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第1 (略)</p> | <p>第1 (略)</p> |
| <p>第2 事業の内容</p> | <p>第2 事業の内容</p> |
| <p>1 (略)</p> | <p>1 (略)</p> |
| <p>2 受益農地管理強化対策 受益農地管理強化対策は、換地事務の適正かつ<u>円滑な推進等</u>により、<u>農地整備事業</u>の効果が十全に発揮され、農地の効率的利用が図られるよう、換地事務に関する指導並びに土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るための助言・指導を行うとともに、農地中間管理機構等と連携した農用地の利用集積の推進を図るための農地利用集積に関する指導を実施する<u>ほか、所有者不明農地等の解消を図るための助言・指導等を実施する</u>ものとする。</p> | <p>2 受益農地管理強化対策 受益農地管理強化対策は、換地事務の適正かつ<u>円滑な推進</u>により、<u>ほ場整備事業</u>の効果が十全に発揮され、農地の効率的利用が図られるよう、換地事務に関する指導並びに土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るための助言・指導を行うとともに、農地中間管理機構等と連携した農用地の利用集積の推進を図るための農地利用集積に関する指導を実施するものとする。</p> |
| <p>3～6 (略)</p> | <p>3～6 (略)</p> |
| <p>第3 (略)</p> | <p>第3 (略)</p> |
| <p>第4 受益農地管理強化対策</p> | <p>第4 受益農地管理強化対策</p> |
| <p>1 公募団体が行う受益農地管理強化対策 農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領に基づき選定された団体（以下「公募団体」という。）は、<u>所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業</u>の実施に支障が生じている地区において、円滑かつ適正な換地処分及び<u>土地改良区の受益地内における所有者不明農地等の解消</u>を図るため、<u>財産管理制度等</u>（民法（明治29年法律第89号）第25条に基づく不在者財産管理制度、<u>同法第262条の2に基づく所在等不明共有者の持分の取得、同法第262条の3に基づく所在等不明共有者の持分の譲渡、同法第264条の2から第264条の7までにに基づく所有者不明土地管理制度</u>（以下「所有者不明土地管理制度」という。）及び同法第</p> | <p>1 公募団体が行う受益農地管理強化対策 農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領に基づき選定された団体（以下「公募団体」という。）は、<u>農用地の所有者の所在不明等</u>により換地業務の実施に支障が生じている地区において、円滑かつ適正な換地処分を図るため、<u>財産管理制度</u>（民法（明治29年法律第89号）第25条に基づく不在者財産管理制度及び同法第952条に基づく相続財産管理制度をいう。）の活用推進を目的として、当該制度利用の実態調査及び制度活用に向けた助言等を内容とする<u>財産管理制度活用推進対策</u>を行うものとする。</p> |

952条に基づく相続財産管理制度をいう。)の活用推進を目的として、当該制度利用の実態調査及び制度活用に向けた助言等を内容とする財産管理制度等活用推進対策を行うものとする。

2 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

地方連合会は、次に掲げる対策を実施するものとする。なお、この対策又は第6の2の(4)の換地等技術向上研修を行う場合においては、(1)の受益農地管理強化委員会を設置するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 財産管理制度等の活用に関する指導

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じており、早期の換地処分又は土地改良区内の受益地内における所有者不明農地等の解消のために財産管理制度等の活用が有効とされる地区等を対象に、制度活用に向けた具体的な活用方針の検討や指導等を行うものとする。

(5) 交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

ア (略)

イ 農用地利用集積推進対策

(ア) 農用地利用集積推進対策会議を設置し、農地整備等基盤整備事業が完了した地区において土地改良区等が行う農用地の利用集積活動に対する指導等の検討を行うものとする。

(イ) (略)

3 土地改良区が行う受益農地管理強化対策

土地改良区は、受益地内に所有者不明農地等が存在することにより土地改良事業の実施に支障が生じている場合において、所有者不明農地等の解消を図るため、民法第262条の2に基づく所在等不明共有者の持分の取得、同法第262条の3に基づく所在等不明共有者の持分の譲渡及び所有者不明土地管理制度の活用に向けた取組を行うものとする。

第5 (略)

第6 研修・人材育成

1 (略)

2 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

地方連合会は、次に掲げる対策を実施するものとする。なお、この対策又は第6の2の(4)の換地等技術向上研修を行う場合においては、(1)の受益農地管理強化委員会を設置するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 財産管理制度活用に関する指導

農用地の所有者の所在不明等により換地業務の実施に支障が生じており、早期の換地処分のために財産管理制度の活用が有効とされる地区等を対象に、制度活用に向けた具体的な活用方針の検討や指導等を行うものとする。

(5) 交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

ア (略)

イ 農用地利用集積推進対策

(ア) 農用地利用集積推進対策会議を設置し、ほ場整備等基盤整備事業が完了した地区において土地改良区等が行う農用地の利用集積活動に対する指導等の検討を行うものとする。

(イ) (略)

(新設)

第5 (略)

第6 研修・人材育成

1 (略)

2 地方連合会が行う研修・人材育成

地方連合会は、次に掲げる研修を行うものとする。

(1) 技術実践向上研修

ア (略)

イ アの研修を実施しようとする地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けるものとする。

ウ 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

なお、地方農政局長は、この協議を受けたときは、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(ア)・(イ) (略)

(2)～(5) (略)

第7 (略)

(削る。)

第8 (略)

第9 助成措置

1 都道府県に対する助成措置

国は、都道府県に対し、都道府県が行う**本事業**の実施に要する経費並びに都道府県が市町村、地方連合会及び土地改良区に対し**本事業**の実施に係る費用につき補助する場合には、当該補助に要する経費について、別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内で補助するものとする。

なお、都道府県が土地改良区及び土地改良区連合に第5の1の統合整備等の実施に係る費用につき補助する場合は、別記2の取扱要領に

2 地方連合会が行う研修・人材育成

地方連合会は、次に掲げる研修を行うものとする。

(1) 技術実践向上研修

ア (略)

イ アの研修を実施しようとする地方連合会は、地方農政局長等(北海道土地改良事業団体連合会にあっては農村振興局長、沖縄県土地改良事業団体連合会にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)の承認を受けるものとする。

ウ 地方農政局長等は、申請書を審査の上、研修を実施することが適当であると認めるときは、承認するものとする。

なお、審査に当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(ア)・(イ) (略)

(2)～(5) (略)

第7 (略)

第8 複式簿記導入促進対策

土地改良区における適正な複式簿記会計の円滑な導入を図るため、公募団体は、土地改良区の会計基準に対応した簡易で安価な会計ソフトの開発を行うものとする。

第9 (略)

第10 助成措置

1 都道府県に対する助成措置

国は、都道府県に対し、都道府県が行う**土地改良区体制強化事業**の実施に要する経費並びに都道府県が市町村、地方連合会及び土地改良区に対し**土地改良区体制強化事業**の実施に係る費用につき補助する場合には、当該補助に要する経費について、別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内で補助するものとする。

なお、都道府県が土地改良区及び土地改良区連合に第5の1の統合整備等の実施に係る費用につき補助する場合は、別記2の取扱要領に

基づくものとする。

2 公募団体に対する助成措置

国は、公募団体に対し、公募団体が行う本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内で補助するものとする。

(削る。)

第10 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、本事業の事業主体に対し適正かつ円滑な実施のための指導及び協力を行うものとする。

第11 報告

1 本事業を実施した市町村、地方連合会、土地改良区及び土地改良区連合は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに都道府県知事に報告するものとする。

2 (略)

(削る。)

3 本事業を実施した公募団体は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに農村振興局長に提出するものとする。

第12 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

基づくものとする。

2 公募団体に対する助成措置

国は、公募団体に対し、公募団体が行う土地改良区体制強化事業の実施に要する経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内で補助するものとする。

3 地方連合会に対する助成措置

国は、地方連合会に対し、地方連合会が行う土地改良区体制強化事業の実施に要する経費（1の経費を除く。）について、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内で補助するものとする。

第11 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、土地改良区体制強化事業の事業主体に対し適正かつ円滑な実施のための指導及び協力を行うものとする。

第12 報告

1 土地改良区体制強化事業（第6の2の（1）の技術実践向上研修を除く。）を実施した市町村、地方連合会、土地改良区及び土地改良区連合は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに都道府県知事に報告するものとする。

2 (略)

3 技術実践向上研修を実施した地方連合会は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに地方農政局長等に報告するものし、地方農政局長等は、この報告を取りまとめ、同年5月31日までに農村振興局長に提出するものとする。

4 土地改良区体制強化事業を実施した公募団体は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに農村振興局長に提出するものとする。

第13 委任

この要綱に定めるもののほか、土地改良区体制強化事業の実施に関し必要な事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

別記1 (略)

別記2 (第9の1関係) (略)

別記1 (略)

別記2 (第10の1関係) (略)

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）により実施した事業については、なお従前の例による。